様式（第２項関係）

年　　月　　日

殿

経済産業大臣　名

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 12 条の４の規定に基づく確認書

記

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「法」という。）第 12 条の４の規定に基づき、申請書に記載された以下の承認地域経済牽引事業用地整備者が行う承認地域経済牽引事業用地整備が地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして同条に規定する基準に適合するものであることを確認した。

承認地域経済牽引事業用地整備者の名称及び住所	
上記のうち土地又は土地の上に存する権利の譲渡を受ける承認地域経済牽引事業用地整備者（法第 12 条の４に規定する承認地域経済牽引事業用地整備者に限る。）の名称及び住所	
承認地域経済牽引事業用地整備計画の計画承認日	
承認地域経済牽引事業用地整備の名称	
承認地域経済牽引事業用地整備を行う土地の所在	

公　告

諸　事　項

犯罪被害財産支給手続終了決定公告

令和８年11月６日　東京地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第21条第１項第５号ロの規定により犯罪被害財産支給手続を終了することとしたので公告する。

記

１　犯罪被害財産支給手続番号　東京地方検察庁　令和７年第13号及び令和８年第１号

２　犯罪被害財産支給手続終了決定の年月日　令和８年11月６日

３　終了決定をした理由　特別支給手続において、資格裁定を受けた全ての者について、その犯罪被害額に達する被害回復給付金の特別支給等をしたため。

４　この公告に関する問合せ先

〒100―8903　東京都千代田区霞が関１－１－１　東京地方検察庁犯罪被害財産支給手続担当

電話番号03―3592―5611（代表）内線3350、4392

○　上記支給手続を終了する決定に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に、東京地方検察庁検事正に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記４のとおり）。

○　当該決定の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該決定の取消しの訴えを提起することができます。

⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

⑵　支給手続を終了する決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○　当該決定の取消しの訴えは、当該決定に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国（代表者は法務大臣となります。）を被告として、東京地方裁判所に提起しなければなりません。

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第８３４号

北九州市小倉北区古船場町４番32―710号

債務者　味之鶏処若松こと　宇佐美元彦

１　決定年月日時　令和８年10月21日午後２時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　田中　　圭

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月23日午前10時15分

５　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第１５４号

岡山県倉敷市東塚４丁目７番30―２号、転居前の住所岡山県倉敷市東塚４丁目６番24号エサンクチュエール103号

債務者　野田　大資

１　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　南　　和成

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月18日午前11時

５　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで

岡山地方裁判所倉敷支部破産係